

10月は骨髄バンク推進 月間・臓器移植普及推 進月間です

ドナー登録や臓器提供に関する意思表示をすることで、救える命があります。

骨髄バンク

白血病などの病気は、骨髄移植や末梢血幹細胞移植という治療方法で治せるようになりました。移植を行うには、提供者（ドナー）と患者の白血球の型（HLA型）が適合している必要があります。

しかし、HLA型は親子でもまれにしか一致せず、適合する確率は兄弟姉妹間でも4分の1、他人間になると数百分から数万分の1の確率しかありません。1人でも多くのドナー登録が必要です。

●ドナー登録ができる人

- ◇骨髄・末梢血幹細胞提供の内容を十分に理解している人
- ◇18歳以上、54歳以下で健康な人
- ◇体重が男性45kg以上、女性40kg以上の人

※提供には、家族の同意が必要です。
※詳しくは、問い合わせてください。

●問い合わせ先

（公財）日本骨髄バンク（平日
午前9時～午後5時半）
☎03(5280)1789

臓器移植

日本で臓器の移植を希望している人は約1万6000人、それに対し、移植を受けられる人は年間約400人です。

自分の意思を尊重するためにも、臓器提供について一人一人が考え、家族と話し合い、自分の臓器を提供する、または提供しないという意思を表示しておくことが大切です。

●意思表示ができる人

年齢の上限はありませんが、提供する意思表示は15歳以上が有効です。また、意思はいつでも何度でも変更できます。

※臓器提供時には医学的検査をして判断します。

●意思表示の方法

- ◇健康保険証・運転免許証・マイナンバーカードの意思表示欄に記入する
- ◇臓器提供意思表示カードに記入する
- ◇インターネットで意思登録サイトに登録する

●問い合わせ先

- ◇（公社）日本臓器移植ネットワーク

（平日 午前9時～午後5時半）

☎0120(78)1069

◇健康課感染症対策担当（すこやか交流プラザ内）

☎(501)2222

骨髄・末梢血幹細胞の 提供者（ドナー）に 助成金を交付します

白血病などの難治性血液疾患に対する治療のため、骨髄や末梢血幹細胞（以下「骨髄など」）の移植を、多くの患者が希望しています。

骨髄などの提供者（ドナー）の休業による経済的負担を軽減し、骨髄などの移植の促進を図ることを目的として、ドナーに助成金を交付します。

●対象者 次の全てに当てはまる人

- ◇骨髄などの提供を完了した日に、市内に住所を有する
- ◇骨髄などの提供に要した日に、市内の事業所に勤務する、または市内で自営業（農業・漁業その他個人で営む事業を含む）に従事する
- ◇この助成金に類する他の助成金の交付を受けていない

※市税に滞納がある人や、暴力団関係者は対象外

●助成内容 骨髄などの提供のために要した通院、入院または面談の日数1日につき2万円の助成（上限20万円）

※事業所の定めるドナー休暇制度を利用した日数は含みません。
※令和4年4月から、有給休暇制度を利用した場合は助成の対象になりました。

●必要なもの ◇骨髄バンクが発行

した骨髄などの提供が完了したことを証明する書類◇骨髄などの提供のために通院、入院、または面談した日を証明する書類◇骨髄など移植ドナーに関する有給休暇等取得証明書（勤務先が記入するもの。指定の様式があるので問い合わせてください。）◇印鑑

●申請期間 骨髄などの提供を完了した日から1年以内

●申請と問い合わせ先

健康課感染症対策担当

☎(501)2222



市ホームページ